

令和8年度

事業計画書

公益財団法人 東京都農林水産振興財団

# 目 次

1 令和8年度事業運営方針	1
---------------	---

## 2 事業計画

### 【公益目的事業1】

農林業の担い手の確保育成、経営基盤の強化、並びに農地や森林の保全・整備など  
農林水産業の振興に関する事業

#### I 農業の担い手の確保育成と経営基盤の強化

1 新規就業者支援事業	3
2 東京農業アカデミー事業	4
3 就農準備支援事業	5
4 担い手育成・活動支援事業	6
5 援農ボランティアの養成	7
6 チャレンジ農業支援事業	8
7 東京都GAP認証	9
8 生産緑地買取・活用支援事業	10
9 苗木生産供給事業	10

#### II 林業労働力確保、森林保全・整備及び森林循環の促進

1 林業労働力確保支援センター事業	11
2 分収林事業	15
3 都民との協働による森林づくり事業	17
4 都行造林事業	19
5 森林循環に資する花粉発生源対策	19
6 花粉の少ない森づくり運動	20
7 多摩産材利用拡大事業	21
8 緑の募金・緑化推進事業	24

#### III 都民等への情報発信、普及啓発

1 東京の農林水産プロモーション事業	26
2 食育の推進	27
3 都民交流事業	27
4 東京産ブランド農産物育成ステップアップ支援事業	27

## 【公益目的事業 2】

### 試験研究・成果還元事業

1	農林総合研究センター事業	28
2	農林水産資源拡大事業	30
3	環境保全型農業の推進	32

## 【その他の事業 1】

### 生産安定対策事業

1	野菜価格安定対策事業	33
2	畜産振興事業	34

## 3 法人管理

1	評議員・評議員会	36
2	理事・理事会	36
3	監事	36
4	内部管理の推進	36

## 4 参考資料

1	組織の概要	37
	(1) 機構	37
	(2) 組織	39
	(3) 職員数	40
2	事業計画総括表	41
3	収支の概要	42

## 経営目標

1. 農林業の担い手育成と経営基盤の強化
2. 多摩地域の森林循環の促進と木材利用の拡大
3. 先端技術を活用し東京の農林業の収益性を高める試験研究の推進
4. 高付加価値を生み出す畜産の振興と水産資源拡大への貢献
5. 豊かな食と緑の情報発信と持続可能な生産活動の推進
6. 事業成果の公表並びに職員の主体的な力量と財団のプレゼンスの向上

## 1 令和8年度事業運営方針

東京の農林水産業は、高齢化や後継者不足、農地の減少、健全な森林循環の停滞、水産資源の減少などに加え、物価上昇に伴う原材料価格の高騰やエネルギーコスト等の負担増により、一層厳しい環境におかれている。また、生成AI活用やDXの急速な進展、温暖化などの気候変動への対応等、時代の潮流に応じた生産・流通・消費における構造変革も求められている。

このような中、財団では、「稼ぐ農林水産業」の実現を目指し、都・区市町村及び関係機関等と連携し、担い手の確保・育成や経営支援、森林整備、種畜・種苗の生産配付、試験研究の推進など、東京の農林水産業の維持・発展のために必要な基礎的事業から時代のニーズに対応した事業まで、様々な取組を実施していく。

農業分野では、販路開拓ナビゲータを派遣した農業者と販売先のマッチングを促進するWEBサイト「チャレマチ TOKYO」の運用を開始して農業経営のサポートを充実するとともに、東京農業アカデミー八王子研修農場や営農実践農場を管理運営し、東京農業の担い手を着実に確保・育成していく。また、都民が種まきから収穫までの農業体験や調理体験ができる機会を提供することで食育の一層の推進を図る。

林業分野では、スギ花粉発生源対策の一層の推進のため、引き続き林業労働力の確保育成及び機械化を推進するとともに、森林調査等に向けた現地調査班を新設するなど組織体制を強化し、主伐事業の拡大を図る。また、民間建物のさらなる木造・木質化に向けた支援事業の充実や、新たに合板の生産・販売を行う事業者を対象とした支援事業を開始することにより、多摩産材や国産材の利用促進を推進する。さらに、消費者や事業者に対しては、多摩産材情報発信拠点「TOKYO MOKUNAVI」の運営などを通じて、認知度の向上と消費拡大につなげていく。

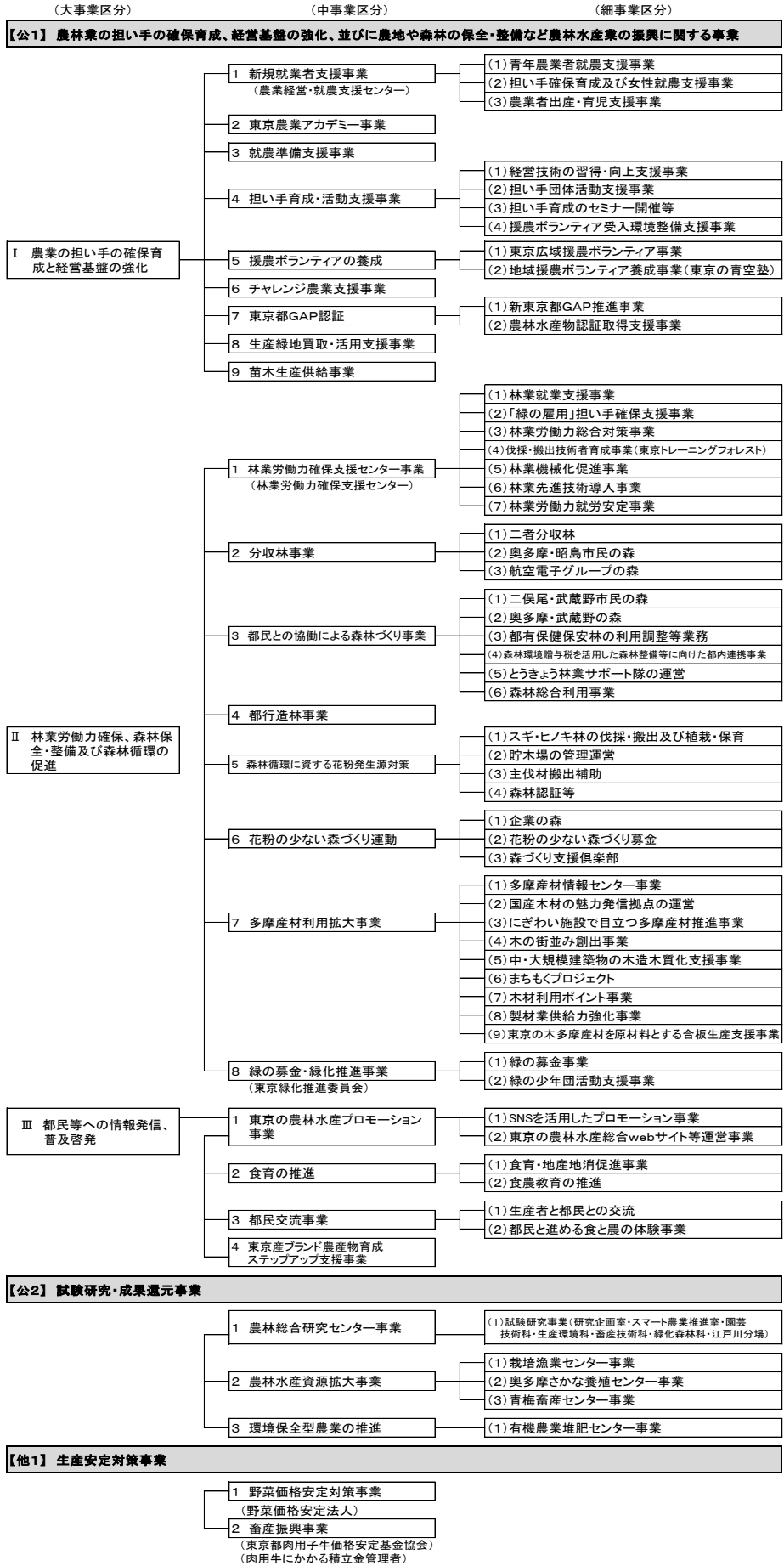
畜産・水産分野では、豚熱などの家畜伝染病の予防や奥多摩さかな養殖センターの水産確保などの対策を講じることで、安定した種畜、種苗の生産配付を行っていく。

試験研究部門では、多様な現場ニーズを的確にとらえ、東京オリジナル農産物の開発、夏期の高温障害対策、低コスト・省力化、東京ブランド畜産物の高付加価値化や遺伝資源保存のための技術開発に取り組み、その成果を現場に還元していく。また、東京型スマート農業では、現地での技術の実装を見据え関係機関と連携して研究開発に取り組むとともに、次世代通信技術の活用した技術開発を推進する。

財団の内部管理においては、コンプライアンスの確保、ハラスメントの防止及び危機管理を徹底し、公益財団法人に求められる高い透明性を確保しつつ、一体的な組織運営の下に事業を展開する。また、計画的に中核的人材を育成し、都と密に連携し、各事業の課題解決に向けてDXを推進するとともに、経営改善・改革を進めていく。

# 【令和8年度事業・組織体系図】

## 令和8年度 公益財団法人東京都農林水産振興財団 事業・組織体系図



## 2 事業計画

農林業の担い手の確保育成、経営基盤の強化、並びに農地や森林の保全・整備など農林水産業の振興に関する事業（公益目的事業1）

### I 農業の担い手の確保育成と経営基盤の強化

#### 1 新規就業者支援事業（農業経営・就農支援センター事業）

将来の東京農業の担い手を確保育成するため、就農関連情報の提供から就農まで一貫した支援体制を整備して、円滑な就農と定着を支援する。

##### （1）青年農業者就農支援事業

東京都が整備する農業経営・就農支援センターとして、新たに農業経営の開始又は農業への就業を希望する者（就農等希望者）が円滑に就農し定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築する。

##### ① 就農支援の企画

ア 東京都及び関係機関と連携して、農業経営・就農支援センターの運営体制を整備する。

イ 全国就農支援情報データベースを活用し、農業経営の開始または農業への就業に関する情報収集・提供を行う。

ウ 令和7年度に都内で新規就農した者の実数、就農形態、経営部門、経営状況等の実態調査を実施する。

##### ② 就農相談

ア 就農相談員の配置及び就農相談の実施（就農関連情報の収集・提供等）

イ 民間主催の就農イベント等への出展（出張相談会） 2回

##### ③ 就農支援及び促進活動

ア 区市町村等を対象に行う就農支援及び促進に関する情報提供など、就農啓発・広報活動の実施

イ 新規就農者に対する奨励賞の交付

ウ 農業機械安全講習会の実施

##### ④ 就農支援資金債権管理

平成26年度までに、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成26年廃止）に基づき、新規就農者に貸し付けた就農支援資金（就農施設等資金）について、その債権を管理する。

##### （2）担い手確保育成及び女性就農支援事業

農業の担い手不足が顕在化する中、女性農業者の一層の活躍と農業後継者や農外から就農を目指す者を経営感覚に優れた農業者として育成するため、東京の農業経営に参入しやすい環境を整備して、就農促進及び定着を支援する。

### ① 女性向け就農相談窓口の運営

農業経営・就農支援センターの女性就農相談員（就農コンシェルジュ）が、相談者の意欲や計画性等を踏まえて、就農に向けた助言や農業研修のコーディネートを行う。

### ② 指導農業士等を活用した農業研修の実施

就農希望者及び新規就農者等を対象に東京都指導農業士等を活用した農業体験及び技術習得のための研修を実施し、就農を促進する。

項目	8年度計画	7年度計画	6年度実績
農業体験研修（5日以内） 都内で就農を希望する者	15件	15件	8件
雇用就農研修（10日程度） 都内で雇用就農を希望する者	5件	5件	—
農業技術研修（20日程度） ア 都内で就農準備中の者、就農して概ね5年以内の都内農業者 イ 都内農業者で経営作目の転換や新技術の導入など農業技術の革新を図る者	20件	20件	14件
営農力育成研修（60日程度） ア 都内の農業後継者で十分な経営技術継承が困難なため技術習得が必要な者 イ 都内で農地を継承、取得、貸借した者（予定者を含む）で早期の技術習得と経営確立が必要な者	2件	2件	2件

### ③ 東京農業PR

農業関係の高校、大学の学生および就農を希望する若年層等を対象に、都内農家での農作業体験など東京農業PRツアーを実施する。若い世代に対して、就農イメージの醸成や就農促進のきっかけとし、新たな担い手の確保に繋げる。

### (3) 農業者出産・育児期支援事業

農業者が出産・育児等により就業困難となった場合、その間の農業経営体の労働力不足を補い安定的な農業生産を維持するため、休業期間中の業務要員を新たに雇用する等、代替人材の確保に必要な経費の一部を助成して、農業者が安心して出産・育児できる環境を整備する。

（助成率1/2以内、助成額上限100万円）

## 2 東京農業アカデミー事業

### (1) 新規就農者育成研修

東京農業アカデミー八王子研修農場を運営し、農外から都内で新規就農を目指す方に対し、就農に必要な栽培技術や経営ノウハウ等を総合的かつ実践的に研修を実施することにより、新たな担い手の確保・育成を図る。

- ・所在地 八王子市大谷町地内
- ・研修内容 栽培技術や農業法規等の座学及び演習  
共同ほ場及び区画ほ場における栽培実習  
都内農家への派遣研修、販売実習、経営計画作成、  
就農地選定支援 等
- ・研修期間 2年間（年間約 220 日）
- ・研修生 10 名（毎年 5 名程度受入れ）

	座学・演習	栽培実習	外部研修
1 年 目	栽培技術の座学講習（野菜栽培の基礎、病害虫防除、施肥管理等） 207 時間	栽培指導員による指導下で、作業内容を教わりながらの圃場実習 948 時間	指導農業士への派遣研修等により就農イメージを醸成 156 時間
2 年 目	就農に向けた座学講習（農業法規、農地制度、農業経営等） 258 時間	栽培指導員と相談しながら作付計画を立て、各自に割り当てられた区画圃場で実習 762 時間	就農希望先の先進農家への派遣研修等により、地域への就農定着を支援 300 時間

研修内容



就農までのステップ

## （2）農業後継者実践研修【新規】

就農前の農家子弟に向けた就農啓発セミナーや、新規就農者向けのオープン講座及びスキルアップ研修を令和 9 年度から実施予定のため、令和 8 年度はそれらの研修実施に向けた研修プログラムの策定、関係機関との調整等を行う。

## 3 就農準備支援事業

都内では、新規就農者が独立就農するため貸借等により就農地を確保できるまで、数年を要する事例が多い。そこで、東京都の未利用公有地を活用した農場を整備・開設し、新規就農希望者等が就農地を確保できるまでの一定期間、当該農場で営農し、農業経営を実践することで、将来の就農地への円滑な定着を支援する。

- ・名称 営農実践農場

- ・所在地 八王子市上壺分方町内
- ・農場面積 約 1.5ha（全面開園後は約 3ha の予定）
- ・利用年数 1 年間（最大利用期間 3 年間）



スキーム図

#### 4 担い手育成・活動支援事業

東京の農林水産業の担い手の確保と資質の向上を図るため、技術研修への参加や技術・経営向上への取組を支援する。また、担い手が組織する団体が実施する活動に対して、地域課題の解決に向けた自主的な研究活動、経営技術に関する講習会の実施等を支援する。さらに、担い手を確保・育成するための農業セミナーの開催等を支援する。

##### (1) 経営技術の習得・向上支援事業

###### ① 就農のための技術研修支援

新規就農者や農業後継者が農業経営を開始するにあたり、技術の習得及び向上のために受講する以下の研修について、受講に必要な経費の一部を助成する。

- ・東京都農林総合研究センター及びその他の公立研究機関における技術研修（対象：9名程度）
- ・東京農業アカデミー八王子研修農場における研修（対象：10名程度）
- ・区市町村が実施する技術研修（月 20 日程度、6ヶ月以上3年以内、対象：4名程度）

###### ② 販売促進等活動助成

農業者等が行う農産物販売促進のための活動等に必要な費用の一部を助成する。（助成率 1 / 2 以内、助成額上限 15 万円）

項目	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度実績
販売促進等活動助成	12 件	12 件	39 件

##### (2) 担い手団体活動支援事業

###### ① 自主研究活動への支援

担い手団体が自主的に実施する研究活動に必要な経費の一部を助成する。  
(助成率 2 / 3 以内、助成額上限 20 万円)

② 講習会等研修活動への支援

担い手団体が経営や技術向上のために実施する講習会等に必要な経費の一部を助成する。(助成率 2 / 3 以内、助成額上限 5 万円)

③ ふれあい活動を通じた配偶者確保支援

地域で行われる独身の担い手と一般独身者との交流活動に対して、その運営費の一部を助成する。(助成率 2 / 3 以内、助成額上限 24 万円)

項目	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度実績
自主研究活動支援	5 団体	5 団体	3 団体
講習会等研修活動支援	10 団体	10 団体	6 団体
配偶者確保支援	3 団体	3 団体	2 団体

(3) 担い手育成のセミナー開催等

① フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー支援

農業後継者や新規就農者の技術習得を目的として東京都と J A 東京中央会が開催する「フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー」に対して、その運営費の一部を助成する。(第 16 期 2 年目)

② 経営力強化セミナーの実施

「経営力強化セミナー」を東京都と共催し、企業的経営者や認定農業者、地域農業のリーダーを目指す意欲的な農業経営者に対して、経営者マインドを持つ担い手として育成するための研修を実施する。(第 4 期 1 年目)

(4) 援農ボランティア受入環境整備支援事業

ボランティア受入農家が、ボランティアの利便性向上のために実施する施設整備等に必要な経費の一部を助成する。(助成率 2 / 3 以内、助成額上限 30 万円)

項目	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度実績
受入環境整備支援	10 件	10 件	20 件

## 5 援農ボランティアの養成

東京農業の多様な担い手の一翼を担う援農ボランティアの育成支援及び登録・派遣等を行う。

(1) 東京広域援農ボランティア事業

都内全域で地域の枠を越えて活動する広域型援農ボランティアの登録及び派遣業務を行うとともに、援農ボランティア事業の P R、「とうきょう援農ボランティア」web サイトの運営等を行う。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度実績
新規登録人数	1,500 名	1,000 名	2,467 名
派遣延べ件数	10,000 件	4,000 件	9,625 件

※令和 6 年度末時点 登録会員数：7,965 名

(2) 地域援農ボランティア養成事業 (東京の青空塾)

農業に関心を持つ援農希望者を対象に援農ボランティア養成講座を実施する。地域農業を応援する援農ボランティアを地域（区市町村）と共に養成し、受入農家を支援する。

① 地域援農ボランティア養成講座

- ・コース 野菜、花卉、果樹、植木の4コース
- ・中央研修の実施（講義2回、視察研修1回）
- ・援農ボランティアの認定

② 長期継続援農ボランティアの表彰

青空塾を修了後、5年以上援農活動を継続している者を表彰する。

## 6 チャレンジ農業支援事業

東京の強みを活かした農業経営の展開を図るため、経営改善にチャレンジする意欲ある農業者及びそのグループに対し、課題解決に必要な専門家や販路開拓ナビゲータの派遣、助成等の支援を行い、農業者の稼ぐ力及び経営感覚の育成並びに東京農業の産業力を強化する。

(1) 啓発活動

農業者等の経営改善意欲を喚起するため、講演会等を開催する（3回）。

(2) 相談業務

アドバイスを求める農業者等に対し訪問等による個別相談を行う。チャレンジ農業支援センターのコーディネーターは、農業者等が抱える多様な課題を整理し、専門家や販路開拓ナビゲータの派遣等を調整する。

専門家等の派遣に際しては、原則、コーディネーターが同席してサポートを行う。

(3) 専門家派遣

経営、マーケティング、デザイン等の専門家をチャレンジ農業支援センターに登録し、支援を希望する農業者等の課題解決に向けて、1農業者（グループ含む）あたり原則5回を限度として専門家を派遣する。ただし、新たな経営部門の立ち上げを計画する場合及び島しょ地域への派遣については原則10回を限度とする。

なお、複数の分野での支援が必要な農業者に対しては、東京都と協議の上、専門家等で構成されたプロジェクトチームによる支援を行う。

また、専門家を派遣した農業者等について、その後の経営状況等により、再度専門家を派遣するなどのフォローアップを行う。

(4) 販路開拓等支援

農業者等の販路開拓の取組を支援するため、農畜産物及びその加工品等の商品の売込みや商談の仲介など、販売先と農業者等のマッチングをサポートする販路開拓ナビゲータを派遣する。

また、販路開拓等支援実績のある農業者等と販売先をマッチングする販路開拓推進WEBサイト「チャレマチTOKYO」を運営する。

(5) 助成事業

専門家派遣を受けた農業者等の経営の多角化・改善に向けた新たな取組や新たな販路開拓に必要な経費の一部を助成する（審査会開催 年4回程度）。

助成対象者	都内農業者（就農が確実な者を含む）、農業者が構成するグループ及び団体等
対象事業	農畜産物の販売促進（デザイン制作、HP制作、販促資材の作成）、商品開発、販路開拓・拡大、農園PR等
助成率	2/3 以内（助成金額：下限額 200 千円、上限額 3,333 千円）

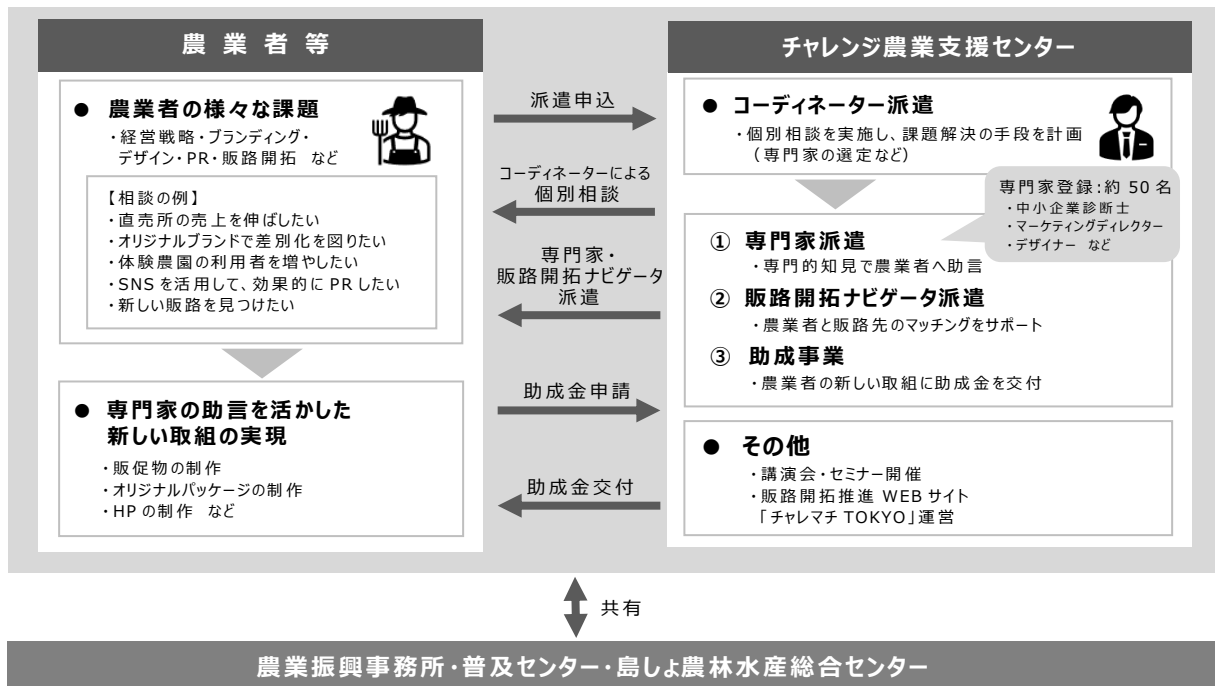
(6) 業務推進委員会の開催

事業の効果的推進を図るため、業務推進委員会を開催する（2回）。

(7) 島しょ地域の農業支援

島しょ地域の農業支援を強化するため、島しょ担当の専門職員を配置し、地域特性に合った啓発・相談・専門家派遣・販路支援等をトータルコーディネーターとする。

【チャレンジ農業支援センターによる支援のしくみ】



7 東京都GAP認証

食品安全や環境等に配慮した持続可能な農業の推進及び都民への安全安心な農産物の提供の実現に向け、東京都GAPや民間認証取得支援の取組を推進する。

(1) 新東京都GAP推進事業

食品安全や環境等に配慮した持続可能な農業を継続的に推進し、都民に安全安心な農産物を提供していくため、国の「国際水準 GAP ガイドライン」に準拠した「新東京都GAP認証制度」について、申請受付、申請者の取組状況の調査、審査会の開催、認証取得者に対する検査及び研修等、一元的に業務を担い、円滑な事業運営を図る。

さらに、認証取得農家と流通・販売・飲食等事業者との商談会やバイヤーツ

アー、消費者ツアーの開催、都内のスーパー等での販売イベント等を実施し、東京都GAP認証制度の認知度向上及び東京都GAP認証農産物の取引拡大、地産地消拡大を図る。

(2) 農林水産物認証取得支援事業

農林水産物の持続可能性や適正規範に関する認証（国際、国内）の取得を目指す農林水産事業者等に対して認証の新規取得及び維持・更新に必要な経費を補助し、都内産農林水産物を扱う事業者の国内外への販路拡大を支援する。

助成対象者	都内の認証取得対象者
助成対象	新規認証取得、認証取得更新等に要する費用
補助率	農家認証 1 / 2 *、森林認証 1 / 2 *、水産認証 2 / 3

\*一部回数、金額に上限あり

## 8 生産緑地買取・活用支援事業

多面的機能を有する都市農地を確実に保全するために、区市による生産緑地等の買取・活用に対して支援を行う。

(1) 生産緑地等の買取支援

区市が農的利用計画に基づき生産緑地等を買取った場合に、その購入額の3分の2を基金から取り崩し、補助する。(1区市上限1ha)

(2) 買取生産緑地等の活用支援

区市が買取った生産緑地等に対し、都の政策課題の解決に資する施設整備費の5分の4を基金から取り崩し、補助する。(1区市補助上限額1億円)

(3) 買取生産緑地等の運営支援

本事業により区市が買取った生産緑地等に対し、市民農園等農的な活用の運営が軌道に乗るまでの経費の一部を基金から取り崩し、支援する。

(1区市補助上限事業費1千万円)

## 9 苗木生産供給事業

公共事業や公共施設などの緑化推進に寄与するため、市街化区域内の農地を活用した緑化用苗木の生産供給を東京都から受託し、苗木の購入、栽培管理及び掘取運搬を実施する。

(1) 苗木の購入計画

- ・購入本数 152千本（直接買取分を含む）
- ・購入樹種 約30種

(2) 苗木の栽培管理委託計画

市街化区域及び市街化調整区域内の農地における苗木の栽培管理を、農業協同組合を通じて農家に委託し、2～4年間育成する。

- ・栽培管理本数 509千本（令和7年度までの購入分）
- ・委託契約 8農業協同組合

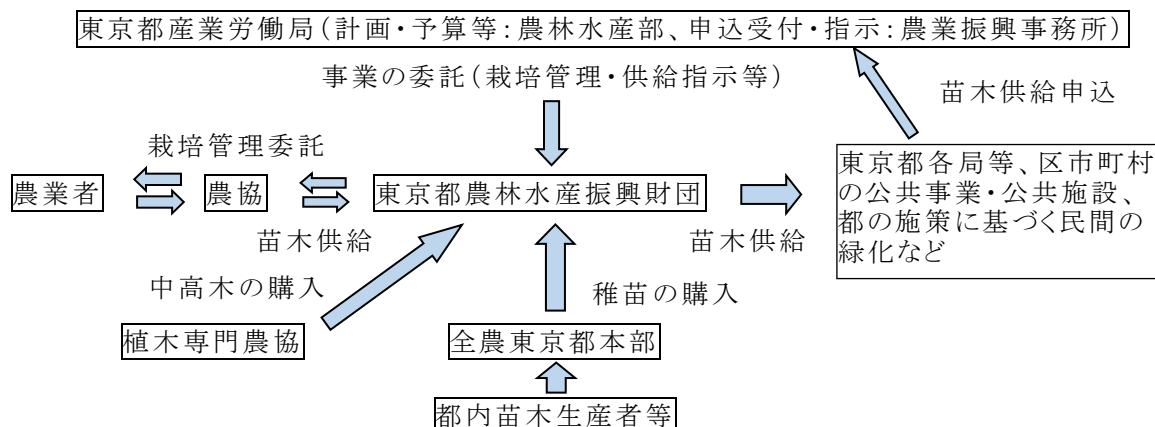
(3) 苗木の供給計画

東京都からの供給指示に基づき、都や区市町村の公共事業、公共施設、都の

施策に苗木を供給する。

- ・供給本数 152 千本
- ・供給樹種 約 30 種

【事業のしくみ】



## II 林業労働力確保、森林保全・整備及び森林循環の促進

### 1 林業労働力確保支援センター事業

森林整備の担い手となる新規就業者への支援や林業従事者の育成を行うとともに、林業事業体における雇用管理の改善を進め、林業労働力の確保を図る。

#### (1) 林業就業支援事業

林業への就業希望者を対象に、森林・林業に関する基礎知識及び林業労働安全教育等に関する研修を行う。

- ・研修内容 森林・林業知識、実地研修、安全講習、就業・生活相談、施設見学
- ・研修期間 12日間 年1回 10名

#### (2) 「緑の雇用」担い手確保支援事業

都の認定を受けた林業事業体の新規就業者を対象に、基本的な知識・技術等の習得のための集合研修（資格等の取得を含む）と実地研修（OJT）を組み合わせた3年間の研修を実施するとともに、研修を実施する事業体への指導・監督を行う。

1年目研修	2年目研修	3年目研修
7名	6名	3名

#### (3) 林業労働力総合対策事業

##### ① 林業技術者の確保・育成

就業者の円滑な就業及び定着を図るため、林業技術者の育成をバックアップする。

##### ア 林業技術者の確保

(ア) 林業労働力確保支援センター専用ホームページの運営（都委託事業）

ホームページ「林業就業NAV I」の運営

(イ)他県からの就業検討者に対する就職支援（都補助事業）

林業労働力確保支援センターが新たに都内の林業経営体とともに他県の林業大学校等を訪問し、東京の林業の現状や求人情報等を提供

イ 林業技術者の育成

(ア)就業1～3年目・就業4年目以上向け研修

「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の対象外となる林業経営体を対象に、基本的な知識・技術等の習得のための集合研修（資格等の取得を含む）と実地研修（OJT）を組み合わせた3年間の研修を実施する。また、就業4年目以上を対象として、技術力向上や現場の運営・指導に必要な基礎知識を習得するための集合研修を行う。さらに、研修を実施する経営体への指導・監督を行う。

1年目研修	2年目研修	3年目研修	4年目以上研修
4名	2名	1名	2名

(イ)技能向上研修

- ・集合研修型 地域の実情に応じた林業就業者に対する技能研修（労働安全衛生管理、危険予知、生物多様性に配慮した施業方法等）
- ・個別指導型 林業経営体等の作業現場における講師派遣等による技術習得を支援

(ウ)技能向上支援（都補助事業）

林業技術者の技能向上及び安全作業意識向上を図るため、新たにチェーンソー技術を競う伐木チャンピオンシップへの参加費用を助成（認定事業体：2/3以内、その他の経営体：1/2以内）

## ② 林業経営体等の強化

林業経営体等の経営基盤強化を行い、林業技術者の雇用の維持・安定化を図るとともに、労働環境改善に向けた支援により、労働環境を整備し、林業従事者の定着を図る。

ア 経営基盤強化支援

(ア)経営の拡大・多角化の経費助成

- ・都内の森林整備に新規参画する林業経営体を対象に、事務所・資材置場等の賃借料、施設整備費への助成（認定事業体：2/3以内、上限4,800千円/年、その他の経営体：1/2以内、上限3,600千円/年）
- ・都内の森林整備を担う林業経営者を対象に、事業の新規実施及び改良・規模拡大等に要する費用への助成（認定事業体：2/3以内、上限4,000千円/年、その他の経営体：1/2以内、上限3,000千円/年）

(イ)経営診断等経費助成

- ・都内に事業所を有する林業経営者又は林業経営体を対象に、経営課題の解決に向けた専門家による指導や助言を受ける際に必要となる経費への助成（認定事業体：2/3 以内、その他の経営体：1/2、上限あり）

#### イ 雇用の維持・安定化支援

##### (ア) 装備等の支給経費助成

- ・林業機械（小型）の購入費の助成（認定事業体：2/3 以内、その他の経営体：1/2 以内、上限額あり）
- ・安全活動給付金・安全用具購入費の助成【拡充】  
（認定事業体：2/3 以内、上限額 60,000 円/人・年、その他の経営体：1/2 以内、上 45,000 円/人・年）
- ・暑熱対策安全用具購入費の助成【新規】  
空調服等の購入費助成（個人毎）（購入費の 3/4 以内、上限額 25,000 円/人・年、申請期間：令和 8 年 4 月 1 日から 6 月 30 日まで）

##### (イ) 福利厚生・キャリアアップ・就業前支援の経費助成

- ・傷害保険金助成（認定事業体：2/3 以内、その他の経営体：1/2 以内、上限あり）
- ・林業退職金共済制度又は中小企業退職金共済制度の事業主負担分助成（認定事業体：2/3 以内、その他の経営体：1/2 以内、上限あり）
- ・特殊健康診断受診料助成（認定事業体：2/3 以内、その他の経営体：1/2 以内、上限あり）
- ・蜂毒アレルギー検査の受診料及び診察料（アドレナリン自己注射薬購入費含む）助成  
検査受診（認定事業体：2/3 以内、その他の経営体：1/2 以内、上限あり）  
購入費（定額、上限あり）
- ・住宅手当支給経費助成【拡充】（10/10 以内（家賃実額の 1/2 以内）、助成上限額：単身用：28,000 円/人・月、家族用：43,000 円/人・月）
- ・宿舍借上げ経費助成【拡充】【都内に事務所を有する林業経営体、他県労働力用、新規参入経営体用】（1/2 以内、助成上限額：単身用：28,000 円/施設・月、家族用：43,000 円/施設・月、複数人用：54,000 円/施設・月）
- ・新規参入時の林業機械回送経費助成  
事業者の新規参入を促進するため、主伐事業への新規参入時にかかる事業体が所有する林業機械の往復の回送費を助成（往復分、1/2 以内）
- ・林業機械等資格取得料助成（定額、上限あり）
- ・マッチング（新規就労者の本採用前の雇用期間に要する諸経費）助成（定額、上限あり）
- ・インターンシップ（就業希望者対して行う就業体験要する諸経費）助成（定額、上限あり）

#### ウ 指導・情報の提供

#### 窓口支援

- ・ 林業への就業希望者や林業経営体等への相談指導を行う。
- ・ 東京都事業体認定を受けるための手続きや各種書類作成、事務手続きの指導・支援を行う。

#### (4) 伐採・搬出技術者育成事業（東京トレーニングフォレスト）

伐採・搬出における専門的かつ高度な技術の習得を支援し、林業技術者の確保・育成を図るため、日の出試験林（所有地）を拠点とした研修施設において技術者育成研修を実施する。

##### ① 伐採・搬出技術者の育成研修

活動拠点施設において伐採・搬出作業に関する基礎研修を実施し、新規技術者を育成する。

研修期間：10日間／年度

研修内容：

##### ア 理論座学

法令、安全管理、伐採・搬出に係る専門知識の習得を図る。

##### イ 架線基礎研修

試験林内において、架線集材による伐採・搬出の基礎的技術の習得を図る。

##### ウ 架線実践研修

実際の主伐事業地において、架線集材による伐採・搬出の実践的技術の習得を図る。

##### ② 中堅技術者向け研修

研修生の所属経営体の主伐現場に講師を派遣し実践研修を実施する。

研修日数：100日（研修生1名あたりの研修日数は20日を上限とする。）

研修内容：

##### ア 架線実践研修

主伐地において、架線集材による伐採・搬出の実践的技術の習得を図る。

##### イ 高性能林業機械研修

高性能林業機械の操作を行い造材、集材等に関する技術の習得を図る。

##### ウ その他

作業道開設に関する基礎知識等の伐採・搬出における知識の向上を図る。

##### ③ 林業架線作業主任者免許講習

林業架線作業主任者免許規程第1条第5号に基づく講習（学科講習50時間、実技講習50時間）を実施し、技能向上及び資格取得を図る。

ただし、別途委託者が東京労働局長に対して行う当該講習に係る申請が承認されなかった場合は、当該講習を実施しないものとする。

##### ④ 安全巡回指導

講師が各林業経営体の主伐現場等を巡回し、労働災害防止の観点から作業を観察し必要に応じて指導を行う。

巡回回数：10回（1経営体あたりの巡回回数は2回を上限とする。）

⑤ 先進技術研修

ア 先進林業機械を使用する事業地視察

先進林業機械を導入した他県の事業地を視察し、多様な現場での先進林業機械の活用方法の習得を図る。

研修回数：1回

イ 先進林業機械の操作説明会

タワーヤード等の先進林業機械の操作説明会を実施。

研修回数：3回

(5) 林業機械化促進事業

実用可能な先進技術の積極的な活用を促進し、林業の生産性を高め、施業の効率化を進めるため、林業機械の整備費用の一部を助成する。

① I o T等の先進技術を搭載した林業機械

ア 林業機械の購入（回送経費・運転指導費を含む。）又はリース時の物件費  
補助率：9/10以内（認定事業体・非認定事業体）

イ 林業機械のレンタル料金

補助率：4/5以内

② 上記以外の林業機械

ア 林業機械の購入（回送経費・運転指導費を含む。）又はリース時の物件費  
補助率：2/3以内（認定事業体）、1/2以内（非認定事業体）

イ 林業機械のレンタル料金

補助率：1/2以内

③ 林業機械へ装着する冷房装置の購入及び設置費の補助【新規】

補助率：2/3以内（認定事業体）、1/2以内（非認定事業体）

(6) 林業先進技術導入支援事業（基金）

林業の生産性を高め、施業の効率化を進めるため、先進技術による機械の導入及び運用等の支援を行う。

ア 林業機械の調達経費に対する支援

林業経営体が先進技術を備えた高性能林業機械を使用できるよう、リース会社から調達する。

イ 林業機械の運用に対する支援

アにより調達した高性能林業機械を、導入を希望する林業経営体に貸与し、導入にあたっての課題等の情報を収集する。また、機械導入後、必要に応じて林業経営体にトレーニングを実施するとともに、故障やトラブルへの対応、機械等のメンテナンス及び必要な備品等の整備を実施する。

(7) 林業労働力就労安定事業

安定した林業労働力を確保するため、「森林を守る都民基金」の運用益を活用し、林業従事者の労働環境の改善及び労働災害の未然防止に資する事業を実施する。

・林業労働災害未然防止事業

ア 自己注射用エピネフリン注射液の購入費用の助成

イ 【新規】福利厚生費用（社会保険料）の助成

2 分収林事業

分収林契約に基づく保育計画により、既契約地の保育管理等を行う。また、令和9年度に契約満了を迎える契約地の材積調査等を行う。

なお、木材価格の低迷等により、収支の悪化が懸念されるため、平成19年度以降は新規契約を中止した。

(1) 二者分収林

① 二者分収造林

契約地の保育作業を行う。

- ・契約地 6か所 13.22ha
  - ・契約期間 50年間
  - ・分収割合 土地所有者 30%：財団 70%
  - ・保育管理（見回り管理<sup>※1</sup>：4か所 6.45ha、枝打ち：2箇所 6.77ha）
- ※1 見回り管理対象地は、契約地から除伐対象地を省いた面積

② 二者分収育林

契約地の保育作業を行う。

- ・契約地 22か所 99.67 ha
  - ・契約期間 契約時～50年生若しくは80年生になるまで
  - ・分収割合 土地所有者 20～40%：財団 60～80%
  - ・保育管理（見回り管理<sup>※2</sup>：10か所 62.47 ha、境界整備：4か所 15.67 ha）
  - ・調査等（材積調査：4か所 15.67 ha）
  - ・令和8年度契約期間満了8か所 21.53 ha
- ※2 見回り管理対象地は、契約地から保育間伐、材積調査及び令和8年度契約期間満了地を省いた面積

分収育林契約の解約実績及び計画（上段：面積【ha】、下段：件数）

市町村名	解約実績（H22～R6）及び計画（R7）							備考
	H22～R3 まで	R4	R5	R6	R7	R8 (計画)	計	
奥多摩町	302.14	-	3.91	5.14	13.06	6.10	330.35	H27, H28, H29, R2 は三者分収林を含む
	43	-	1	1	4	1	50	
青梅市	25.46	9.43	5.03	5.34	5.62	5.22	56.10	
	13	4	4	4	2	3	30	
あきる野市	31.22	-	-	-	6.22		37.44	H27 は三者分収林を含む
	13	-	-	-	2		15	
日の出町	1.89	-	-	-	-		1.89	
	2	-	-	-	-		2	
檜原村	88.66	-	16.55	-	12.56		117.77	H25, H27 は三者分収林を含む
	25	-	2	-	1		28	
八王子市	17.84	-	2.01	-	-	10.21	30.06	
	8	-	1	-	-	4	13	
計	467.21	9.43	27.50	10.48	37.46	21.53	573.61	
	104	4	8	5	9	8	138	

※ 全体 130 件のうち 122 件は二者分収育林契約、8 件は三者分収育林契約

## (2) 奥多摩・昭島市民の森

昭島市にオーナーとして造林費を負担してもらい、森林の整備を行う。

- ① 契約地（奥多摩町氷川字大沢入）の概要
  - ・契約面積 1.44 ha
  - ・契約期間 平成16年5月1日から令和37年（2055年）4月30日
  - ・分収割合 土地所有者30%：財団35%：緑化協力者35%
- ② 契約地の保育管理
  - ・見回り管理
- ③ その他
  - ・イベント調整

## (3) 航空電子グループの森

航空電子グループにオーナーとして造林費を負担してもらい、森林の整備を行う。

- ① 契約地（奥多摩町氷川字大沢入）の概要
  - ・契約面積 1.33 ha
  - ・契約期間 平成16年6月18日から令和37年（2055年）3月31日
  - ・分収割合 土地所有者30%：財団35%：緑化協力者35%
- ② 契約地の保育管理
  - ・枝打ち、見回り管理
- ③ その他
  - ・イベント調整

## 3 都民との協働による森林づくり事業

都民や企業、自治体等との協働による森林整備を推進するため、森林整備協定や受託により森林づくり事業を実施する。

### (1) 二俣尾・武蔵野市民の森

武蔵野市、森林所有者、財団の三者で締結した森林整備協定に基づき、森林の保育管理及び啓発事業等を受託して行う。

- ① 整備地の概要
  - ・協定地 青梅市二俣尾
  - ・面積 9.86 ha
  - ・協定期間 令和8年4月1日から令和13年（2031年）3月31日
- ② 森林保育管理
  - ・歩道整備、枝打
- ③ 啓発事業
  - ・武蔵野市民向けの森の市民講座 年5回開催
- ④ 協議会の開催
  - ・年1回

### (2) 奥多摩・武蔵野の森

令和4年度に武蔵野市、奥多摩町、財団の三者で更新した森林整備協定に基

づき、引き続き森林整備を行う（当初開始年度：平成16年度）。

① 整備地の概要

- ・協定地 奥多摩町氷川字逆川のシカ被害地
- ・面積 3.35 ha
- ・協定期間 令和4年4月1日から
- ・植栽樹種 広葉樹

② 森林保育管理

- ・シカ柵等の見回り管理、歩道の改修等

③ 運営委員会の開催

- ・年1回

(3) 都有保健保安林の利用調整等業務

木下沢都有保健保安林(東京都八王子市)に係る以下の業務を東京都から受託し、都民向け情報発信とともに、森林ボランティアグループの活動を支援する。

- ・都民等への情報の提供
- ・森林整備に協力する団体等に対する指導と調整
- ・森林整備に供する資材等の提供
- ・規模 11.70 ha

(4) 森林環境譲与税を活用した森林整備等に向けた都内連携事業

森林環境譲与税の活用による持続可能な森林循環の確立に向けた広域的な取組を推進するため、「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会と締結した森林整備協定に基づき、多摩地区の森林整備を実施する。

① 森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定の概要

- ・事業名 : 「多摩の森」活性化プロジェクト
- ・参加自治体 : 千代田区、中央区、台東区、品川区、荒川区、葛飾区、目黒区、八王子市、青梅市、町田市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町、東京都
- ・協定期間 : 令和5年7月31日から

② 事業内容

- ・森林整備箇所の調整
- ・森林整備事業の実施

③ 対象林

- ・多摩地域の市町村の公有林等

④ 保育施業

- ・間伐 : 20.00 ha

(5) とうきょう林業サポート隊の運営

多摩地域の森林で植栽や下刈り等の森林整備作業を行うボランティアを募集し、サポート隊メンバーとして活動できるよう運営する。林業の専門家が指導員となり、サポート隊メンバーを基礎から指導する。これにより、森林整備作業を担える人材育成も目指していく。

- ・週3回の活動（実技、座学）



「とうきょう林業サポート隊」ホームページ

(6) 森林総合利用事業

森林を活用して、都民が自然に親しみ、都市と山村の交流を深めることにより、都民参加の森づくりを推進するため、「森林を守る都民基金」の運用益を活用し、森林とのふれあいの場を提供する事業を実施する。

項目	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度実績
森林浴登山	5回	5回	2回
森林ふれあい教室	3回	3回	3回

#### 4 都行造林事業

模範的な森林整備を進め、水源涵養、国土保全、森林の公益的機能を確保するとともに、林業関係者の造林意欲の向上や林業労働者の雇用の確保等により地域林業を振興するため、東京都が行う都行造林事業のうち、多摩地域の 816.19ha の維持管理を東京都から受託し、施業計画に基づき保育管理や都の処分方針に基づく事務処理を行う。

(1) 事業内容

- ・保育施業の委託(施業計画に基づき保育等を行う)
- ・造林地の管理
- ・造林地契約事項に係る事務処理
- ・造林地台帳の整理
- ・造林処分地の調査

(2) 対象林

造林事業名	面積 (ha)
御大典記念	52.16
紀元 2600 年記念	28.90
御成婚記念	259.72
オリンピック記念	133.60
多摩森林育成	341.81
合計	816.19

(3) 保育施業

- ・間伐：14.20 ha
- ・歩道改修、標柱整備、林内整理、栈橋架設・撤去、現況調査

#### 5 森林循環に資する花粉発生源対策

平成 18 年度からスギ林を伐採して花粉の少ないスギ等に更新する主伐事業を実施し、平成 27 年度からは、民間主体の伐採への支援も行うなど事業の仕組みを再構築するとともに、未利用材の利用拡大も図りながら森林循環促進事業として

実施してきた。令和 6 年度からは、林業における先進技術の導入促進や、国の花粉症対策の動向等を踏まえた新たな 10 年計画により、引き続き、花粉飛散量の削減と多摩産材の安定供給に取り組んでいく。加えて、令和 8 年度からは、新たに森林調査班を整備してこうした取組を加速していく。また、花粉の少ない森づくり運動を展開して、都民や企業・団体と連携した森林整備を行う。

(1) スギ・ヒノキ林の伐採・搬出及び植栽・保育

森林所有者と財団との間で立ち木の買取り及びその跡地の森林整備に関する契約を締結する。財団は当該契約地の立ち木を伐採・搬出し、販売する。その後、財団は伐採跡地に花粉の少ないスギ等を植栽し、20 年間の保育管理を行う。また、深刻化するシカ被害対策として、被害状況の調査・監視及び防護柵等の設置・維持管理を行う。

- ・木材出荷量計画（主伐）26,400 m<sup>3</sup>

(2) 貯木場の管理運営及び木材の販売

伐採した木材の貯留、仕分けのため、平成 20 年度に設置した貯木場の管理運営を行う。

- ・所在地：青梅市新町 6 丁目
- ・敷地面積：13,584 m<sup>2</sup>
- ・貯木面積：約 11,000 m<sup>2</sup>（格納庫兼管理棟、駐車場を除く）
- ・格納庫兼管理棟：1 棟
- ・作業機械：グラップル付ホイールローダ（1 台）
- ・木材の販売：伐採した木材及び枝葉を用途別に仕分けて販売する。

用途	区分	販売予定場所
建築用	A 材	多摩木材センター
合板用	B 材	貯木場
チップ用	C 材	貯木場
チップ用	D 材	山土場

(3) 主伐材搬出補助

民間の伐採搬出を促進するため、伐採された木材の運搬経費の一部を補助する。

(4) 森林認証等

財団が管理する森林については、平成 28 年に S G E C（(一社)緑の循環認証会議）による F M 認証（持続可能な森林経営を行って森林を認証）を取得している。併せて貯木場において C o C 認証（認証材と非認証材を適正に分別管理していることを認証）を取得している。毎年、第三者機関による審査を受け、令和 8 年 1 月には 5 年ごとの更新審査を受け、認証を維持している。

また、貯木場で販売する C 材のうちバイオマス発電施設で使用するチップ原料としての販売に伴い、令和 2 年に発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定を認定団体に申請し、3 年ごとの更新審査を受け、認証を維持している。国が定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に則って、適切な分別管理及び証明書、納品書の発行等を行う。

## 6 花粉の少ない森づくり運動

花粉の少ない森づくりに対し、広く都民や企業・団体の理解・協力を得るため、東京都と連携して「企業の森」事業、「花粉の少ない森づくり募金」活動及び「森づくり支援倶楽部」の運営を行う。また、情報発信やイベント出展などを通じて、花粉の少ない森づくりを積極的にPRしていく。

### (1) 企業の森

企業・団体は、森林所有者及び財団と森林整備に関する10年間の協定を締結して、募金への協力と森林整備等相当額の寄付を行う（三者の合意により10年間の延長可能）。企業・団体は、森林に名前を付け現地に看板を設置し、植栽、下刈り等のイベントを行うなど、社員研修の場として活用できる。また、花粉の少ない森づくりを通じ、CSR活動の実績となる。

また、令和7年度より社員様の体験・研修が付属しない新たなメニュー「ネーミングライツの森」を加え、森林の対象エリアの拡大推進と企業の参画方法を多様化する。

・目標締結数 2件

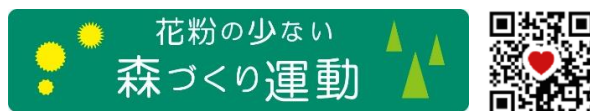
### (2) 花粉の少ない森づくり募金

花粉の少ない森づくりをサポートするため、都民や企業等への募金活動を行う。寄せられた募金は、スギ等の伐採と花粉の少ないスギ等への植え替えの費用に充当する。

・募金目標額 30百万円

### (3) 森づくり支援倶楽部

花粉の少ない森づくりを継続的に応援する会員制度である。募金への一定額（個人会員：3,000円以上、法人会員：50,000円以上）の寄付者を会員とし、東京の木・多摩産材の木工品や会報誌の配布等を行う。



「花粉の少ない森づくり運動」ホームページ

### (4) 情報発信等

花粉の少ない森づくりの取組について広く周知するため、様々な媒体を効果的に用いた情報発信や、都内各所でイベント等への出展等を行い、積極的なPRを展開する。

## 7 多摩産材利用拡大事業

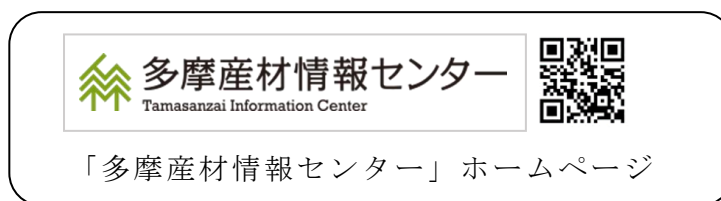
### (1) 多摩産材情報センター事業

#### ① 多摩産材情報センターの運営

多摩産材の利用拡大と、多摩地域の林業・木材産業の活性化を図るため、供給者の情報収集を行い、利用者のニーズに応じたマッチングを行う。また、WEBサイトやイベント等を通じて多摩産材のPR・情報発信を行う。

・多摩産材に関する問い合わせ対応  
・情報センターWEBサイトの運営

- ・多摩産材利用拡大フェアの開催



② 多摩産材の情報発信拠点の運営

「多摩産材情報発信拠点 (TOKYO MOKUNAVI)」(新宿パークタワー リビングデザインセンターOZONE 7階)の運営を受託し、多摩産材の利用促進や多摩の森林の魅力に関する情報発信を行う。

- ・多摩産材の利用等に関する情報発信
- ・多摩産材製品のPR展示スペースの運営
- ・多摩の森林を身近に感じることができるイベント等の実施



③ 多摩産材需給情報の提供

多摩産材需給情報システムの運営を受託し、需要者が必要とする多摩産材の出材状況や多摩木材センターの市売り情報等を収集・整理して公表する。

(2) 国産木材の魅力発信拠点の運営

「国産木材の魅力発信拠点 MOCTION」(新宿パークタワー リビングデザインセンターOZONE 5階、館長：隈研吾氏)の運営を受託し、国産木材の利用促進や活用に向けた情報発信を行う。

- ・オフィスの木質化や国産木材の活用に関する情報発信
- ・全国の自治体と連携した、国産木材に関する情報発信
- ・国産木材の利用拡大に資するセミナーの開催



(3) にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業

より多くの都民に対して多摩産材の認知度の向上を図り、木材利用を促進するため、駅や大規模商業施設等の不特定多数の都民が訪れる一定規模以上の施設で、壁や床の木質化、什器の整備等に多摩産材を活用した場合に、その経費の一部を補助する。

- ・業務内容 申請案件の進捗確認、補助金精算業務等

対象施設	人が多く集まりにぎわう都内の商業施設や交通機関の施設等
補助対象	多摩産材を目立つ形で使った内装・外装の木質化、什器の整

	備等
補助率	1 / 2 以内 (上限額 5,000 万円)

※本事業の募集は令和 7 年度に終了した。

(4) 木の街並み創出事業

軽量で遮蔽性に優れた木材の特性を生かし、ブロック塀を木塀に改築するなど市街地の防災機能の向上と木材利用を促進するため、民間建築物の外壁、外構に多摩産材を 3 割以上使用する場合に、その経費の一部を補助する。

・業務内容 申請書の受付業務、交付決定業務等

対象施設	民間建築物
補助対象	外壁、外構の木材利用 (うち多摩産材の利用が 3 割以上であること)
補助率	1 / 2 以内 (上限額 3,000 万円、下限額 500 万円)

※本事業は竣工及び施工業者への事業費支払いが令和 8 年度末までに完了する事業のみを対象とする。

(5) 中・大規模建築物の木造木質化支援事業

中・大規模の木造木質化建築物の建築の事例を増加させ、全国各地の木材利用促進、さらに森林整備への好循環へとつなげていくため、都内の中・大規模木造建築物の実施設計及び工事に係る経費の一部を補助する。

・業務内容 申請書の受付業務、交付決定業務等

対象施設	民間建築物
補助対象	国産木材を一定量以上使用した中・大規模の木造建築物の整備。(国産木材のうち多摩産材を 3 割以上使用)
補助率	実施設計：1 / 2 以内 (上限額 5,000 万円) 工事：木造木質化に係る経費の 2 分の 1 以内又は、 建築工事費の 15% 以内 (上限額 5 億円)

(6) まちもくプロジェクト【新規】

多摩産材の利用促進のため、民間建築物でのさらなる利用に向けて、内装及び外構・外壁等の見える範囲に多摩産材や国産木材を使用した場合に、その経費の一部を補助する。

・業務内容 申請書の受付業務、交付決定業務等

対象施設	民間建築物
補助対象	内装、外壁、外構等の木材利用 (うち多摩産材の利用が 3 割以上であること)
補助率	1 / 2 以内 (国産木材 1 / 3 以内) (上限額 5,000 万円、下限額 250 万円)

(7) 木材利用ポイント事業

多摩産材を利用して住宅を新築又はリフォームした者に対し、使用した多摩産材及び国産木材の量に応じた「木材ポイント」を交付し、ポイントと商品を交換する業務を行う。

【ポイントと交換可能な商品】

- ・東京の農林水産物・伝統工芸品
- ・多摩産材や国産木材を使用した製品
- ・東京の森林整備や林業振興に資するサービス等

(8) 製材業供給力強化事業

多摩産材製品供給量の増大に向け、都内製材業者の安全衛生対策に係る資格取得やJAS認定取得に係る経費の一部を補助する。

- ・業務内容 申請書の受付業務、交付決定業務等

対象者	都内に事業所を有する多摩産材認証制度登録製材業者
補助対象	①安全衛生対策に係る資格取得費用 ②JAS認定取得関連費用
補助率	①上限100千円／1事業者 ②1／2以内

(9) 東京の木多摩産材を原材料とする合板生産支援事業【新規】

多摩産材を原材料とする合板の生産と販売を行う事業者に対し、一般に流通する合板から多摩産材を原料とする合板に切り替えた場合に要する費用について助成する。

対象者	東京の木多摩産材を原材料含む合板を生産・販売する事業者
補助対象	①多摩産材を原材料に含む合板生産した場合のコスト増加分 ②「とうきょうの木」利用事業者登録及び更新費用
補助率	①合板1枚当り上限500円／枚 ②10／10以内

## 8 緑の募金・緑化推進事業

全国の緑の募金活動と連携し、自治体、団体、企業、学校等からの募金を活用して普及啓発、森林整備・都市緑化の推進を図る。

(1) 緑の募金事業

① 緑の募金活動

東京における緑の募金活動の事務局として、募金協力団体への募金資材（緑の羽根、募金箱、緑化運動ポスター、冊子等）の配布や、募金管理などを通じ、募金活動全般を支える。

ア 目標額 30,000千円

イ 募金強化期間 春期:3月1日～5月31日 秋期:9月1日～10月31日

ウ 方法 家庭募金、街頭募金、職場募金、学校募金、企業募金、その他

エ 募金活動

- ・募金協力団体等との情報交換やネットワークの強化を図り、増強に努める。
- ・積極的に各種イベントに参加し、PR及び募金への協力を呼びかける。
- ・緑の募金に売上金の一部を募金する飲料水自動販売機の設置を拡大する。
- ・公募事業のPRを兼ねて、大学へ協力を呼びかける。

・企業等による緑化貢献活動支援事業のPRを兼ねて、企業へ協力を呼びかける。

オ 協力団体

区市町村（町会・自治会等）、公・私立学校、ガール・ボーイスカウト、J A東京グループ、森林木材関係団体、東京都及び東京都関係団体、その他企業、個人、NPO法人森づくりフォーラムなど

② 普及啓発活動

ア 緑化運動ポスター原画の募集（7～9月）、入賞作品の展示（1月）及び募金協力団体等によるポスターの掲示

・募集対象：小・中・高校生等

イ PR活動

・新聞への広告掲載（西多摩新聞）（2月）

・webサイトに各種事業案内や活動紹介等のページ作成

・SNSの活用

・第3回伝えたい東京のみどり写真コンテストの開催

ウ 募金キャンペーン

・「みどりの感謝祭」（5月）への参加及び「木と暮しのふれあい展」（10月）、などイベントへの出展

エ 緑の募金実績電子版冊子「Tokyo Green Heart」の発行（年1回）

・募金実績額、募金活動や交付金事業活動の紹介、高額募金企業の紹介等

③ 森林整備・都市緑化推進事業

森林や樹木のもつ水源かん養、環境保全等様々な機能をより発揮させるために森林を整備するとともに、山村住民と都市住民との交流を図り、森林・林業に対する理解を深める。また、街や学校・福祉施設等に花苗や苗木を配布・植栽するなど、区市町村とともに、都市の緑化を推進する。

ア 緑化活動支援事業（旧「緑の募金公募事業」）

ボランティア団体等が実施する森林整備等への助成

イ 緑の募金交付金事業

募金協力団体（区市町村、ガールスカウト、ボーイスカウト等）が実施する緑化推進事業等への助成

ウ 社会公共施設（学校、社会福祉施設）の緑化事業への助成

エ 国土緑化推進機構の事業を活用した森林整備等

・学校環境緑化モデル事業による助成

・ふるさとの杜活力調査事業の実施

オ 企業等による緑化貢献活動支援事業

一定額以上の募金に協力した企業等が東京都内で行う森林整備活動、緑化推進活動、募金活動、普及啓発活動、従業員の意識啓発活動等の場の提供及び実施への協力

カ 緑の募金森林整備推進事業

森林整備を希望する森林所有者とボランティア活動を希望する企業等をマッチングすることで、森林整備と企業の森林整備への参画を新たに支援

キ 「緑の大切さを学び、伝える」学校募金支援事業【新規】

学校等における緑の募金の募金活動（学校募金）を行う都内の学校等に対して、緑の大切さを伝える図書等を提供することにより、児童・生徒等が実

施する学校募金を支援する。

項目	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度実績
緑の募金公募事業	25 団体	23 団体	15 団体
緑の募金交付金事業	50 件	50 件	35 件
社会公共施設緑化事業	2 施設	3 施設	2 施設
学校環境緑化モデル事業	2 件	2 件	1 件
ふるさとの杜活力調査事業	4 件	4 件	4 件
企業等による緑化貢献活動支援事業	2 件	2 件	0 件
緑の募金森林整備推進事業	3 件	3 件	—
学校募金支援事業	50 件	—	—

#### ④ 共生の森事業

事業賛同者から預かった緑の募金等により、森林整備を図る。

- ・「奥多摩共生の森」事業

所在地：奥多摩町氷川字大沢入

面積：11.13ha

植栽：平成15～17年度

樹種：スギ、トチノキ等

施業内容：見回り管理、シカ柵保守点検、枝打（面積0.8ha）等

#### (2) 緑の少年団活動支援事業

都内で活動する緑の少年団に対する支援を通じて、未来を担う子ども達の森林に対する理解を促進する。

- ・緑の少年団活動費助成

緑の少年団の新規結成を促進するとともに、森林づくり体験・学習、奉仕活動など緑の少年団活動の充実に資するため、助成事業を実施する。（助成対象少年団 20 団）

### Ⅲ 都民等への情報発信、普及啓発

#### 1 東京の農林水産プロモーション事業

東京は、世界有数の大都市であるとともに、多摩地域、伊豆・小笠原諸島などの広範な地域で農林水産業が営まれている。このように大消費地のすぐ近くで農林水産業が行われている事例は世界でも類を見ない。

しかしながらその認知度は高いとは言えず、類まれな東京の農業水産業の魅力や新鮮で安全・安心な東京産農林水産物を幅広くPRすることで、東京の農林水産業の存在意義に対する理解の促進を図っていく。

##### (1) SNSを活用したプロモーション事業

将来的に第一次産業への就労が見込める若年層に対し、東京の農林水産業の魅力に気づく契機とするため、認知に訴える力が強い動画をSNSに投稿する。

##### (2) 東京の農林水産総合webサイト等運営事業

新鮮で安全・安心な東京産農林水産物や農林水産業の魅力を国内外に広くPRし、東京の農林水産業に対する理解の促進を図るため、東京の農林水産総合webサイト「とうきょうの恵み TOKYO GROWN」（日本語、英語、中国語、韓国語）の管理運営を行う。

・ TOKYO GROWN（ウェブサイト、Instagram、Facebook） 閲覧目標数合計：500 万件



日本語HP



英語HP

## 2 食育の推進

### (1) 食育・地産地消促進事業【新規】

東京都食育推進計画に示す食育の推進や地産地消の考え方にに基づき、都民に健全な食習慣を身に付けてもらうとともに、都民の食生活の持続発展に大きな役割を果たしている東京産農産物の地産地消を促進するため、都民を対象とした、民間団体が実施する食育及び地産地消の推進活動を支援する。

(支援対象団体：活動の対象範囲が特定の区市町村内にとどまらない民間団体)

助成対象者	都内民間団体
助成要件	都民を対象に食育推進活動を実施すること
補助率	1 / 2 以内（上限額 200 万円）

### (2) 食農教育の推進【新規】

近年、農地の少ない区部を中心として、農業体験ニーズが高まっている。また、東京都食育推進計画において、食卓と生産現場の距離を縮めるため、体験機会の提供を通じた食育や地産地消の推進が柱の1つとなっている。

そこで、より効果的に食育を推進するため、都内圃場等における体験の機会を提供する。

## 3 都民交流事業

農林水産業に対する理解を促進するため、都民と農林水産業者との交流を図る事業を実施する。

### (1) 生産者と都民との交流

担い手団体等が実施する農林水産体験や生産者と消費者との交流活動やセミナーの開催を支援し、都民が東京の農林水産業を身近に感じ、理解を深めるための活動を推進する。

### (2) 都民と進める食と農の体験事業

都民・児童を対象に、農業・畜産・食育体験教室等を開催することにより、都内農畜産業への理解促進や普及啓発を図るとともに、健全な食生活習慣を培う。

また、農業・食育事業、都民への東京農業のPR等の各種イベントにおいて食育普及啓発や東京の農畜産物のPRを行い、地産地消を推進する。

## 4 東京産ブランド農産物育成ステップアップ支援事業

東京産農産物の持つ魅力をより向上させ、稼ぐ農業を実現するため、新品種や新技術、地域特産農産物などを、次代の東京産ブランド農産物に育成することを目指し、生産者団体が都関係機関と連携して取り組む、生産からPRまでの活動を包括的に支援する。

そのため、東京産農産物魅力向上協議会を設置・運営し、認知度向上のための具体的支援等を検討する。

## 試験研究・成果還元事業（公益目的事業2）

### 1 農林総合研究センター事業

東京都から業務を受託し、東京の農林業の振興を図るため、調査・試験・研究を行うとともに、東京都の行政・普及部門との連携を図りながら、農林事業者や都民に対し技術支援や情報提供を行う。

#### （1）試験研究事業

##### 〔研究企画室〕

都民や生産者の多様なニーズを的確に捉えるとともに、将来を見通して東京の農林水産業の発展に有用な試験研究を推進する。令和8年度は、東京オリジナル農産物の開発や生産力強化に向けた技術開発、食の安全安心確保などに加えて、夏期の高温障害対策、低コスト・省労力化などを旨とした新規9課題を含む40の研究課題に取り組む。また、研究センターの効率的かつ効果的な運営のため、研究の進行管理と評価、産学公連携研究などの連絡調整並びに研究資源（研究人材・フィールドなど）を活用した研究推進を行う。さらに、研究成果や各種情報の受発信も積極的に行う。

- ① 試験研究の総合企画・調整
- ② 研究評価の実施、研究の進行管理
- ③ 共同研究の推進、外部資金の獲得、国や他機関との調整
- ④ 成果の公表、情報の収集・発信等

##### 〔スマート農業推進室〕

東京農業のような狭い農地でも高収益が得られる農業経営の確立に向け、生産現場の課題や要望等を集約して、現地での技術の実装が進むように、生産者、普及センター、企業・大学等とともに東京型スマート農業技術の研究開発を行う。また、次世代通信技術を活用した農業技術の推進と高度化の技術開発に取り組む。

- ① オープンラボによる東京型スマート農業の実装
- ② 東京型スマート農業技術の開発と普及推進
- ③ スマート技術を活用した新しい都市農業経営モデルの開発
- ④ 次世代通信技術を活用した農業技術の推進と高度化

##### 〔園芸技術科〕

限られた農地で高収益を上げることのできる経営を確立するため、東京農業の主力品目である野菜・果樹・花きについて、東京オリジナルの新品種や新製品の開発、省エネ、省力、低コスト等に配慮した先進的栽培技術及び夏期の高温障害対策技術などの生産力強化に向けた技術開発を行う。

- ① バイテク技術等を利用した東京特産品種の育成〔研究課題 5テーマ〕
- ② 園芸作物の生産性向上技術開発〔研究課題 6テーマ〕

##### 〔生産環境科〕

農作物の最適な生産環境と農産物の安全性を確保するため、化学合成農薬のみに依存しない病虫害総合管理技術や、作物に最適な土壌・施肥管理技術、農薬の安全使用と残留特性などの研究開発を行う。

- ① 農産物の安全性確保技術の開発〔研究課題 2テーマ〕
- ② 病虫害総合管理技術（IPM）の開発研究〔研究課題 4テーマ〕
- ③ 土壌総合管理技術及び農作物の機能性成分解明〔研究課題 3テーマ〕

〔畜産技術科〕

都市畜産の高収益型経営を支えていくため、トウキョウXや東京うこっけいなど、東京ブランド畜産物の高付加価値化や遺伝資源保存のための技術開発を行う。また、限られた生産基盤のなかで最大限の生産性を確保するため、効率的な飼養・繁殖技術や暑熱等の生産阻害要因の対策に向けた技術開発を行う。

- ① 高品質・高付加価値農作物の育成〔研究課題 1テーマ〕
- ② 畜産の生産性向上技術開発〔研究課題 6テーマ〕

〔緑化森林科〕

緑あふれる東京を創出するとともに、東京の植木産業の振興を図るため、様々な都市空間を彩る緑化植物の生産技術ならびに管理技術の開発など、都市空間の緑による環境改善に向けた技術開発を行う。また、東京の森林産業を育成し、都民共有の財産である森林をより価値のあるものとして再生・保全するため、花粉の少ない森林づくりや獣害対策など、将来を見据えた森林づくりに向けた技術開発を行う。

- ① 緑化植物を活用した都市環境改善技術の開発〔研究課題 2テーマ〕
- ② 豊かな森づくり技術の開発〔研究課題 4テーマ〕

〔江戸川分場〕

地域特産作物の安定した生産や都市型の高度集約農業を展開する江東地域の農業生産の振興を図るため、コマツナやエダマメなど歴史と伝統のある地域特産野菜や、パンジー・ビオラなどの主要花き類を中心に、生産性や商品性向上に向けた技術開発を行う。

江東地域における高度集約型園芸技術の開発〔研究課題 3テーマ〕

(2) 受託・共同研究事業

農林総合研究センターが有する現場に密着した試験研究の蓄積を活かし、生産現場の課題解決や政策課題の実現をめざした研究を推進するため、都から先進技術を活用した東京型スマート農業を実現するための「東京型スマート農業の新展開」や東京伝統野菜の振興に向けた「江戸東京野菜生産流通拡大事業」、多摩産材の優良大径材の生産に向けた「100年の森整備事業」を受託するなど、都や国、民間からの受託研究を推進する。

また、公設試験研究機関として農林総合研究センターの研究力を向上させるため、外部資金の活用やスタートアップをはじめ企業・大学及び国立研究開発法人などと連携した共同研究を行う。農商工連携研究など分野横断的な研究開発にも積極的に取り組む。

### (3) 調査・分析等業務

東京都が定める要領等に基づき、農畜産物の成分や残留農薬などのモニタリング調査業務などを実施し、その結果を都に報告する。

#### ① 高品質畜産物普及定着事業

受精卵移植を行う中核的な技術者等の養成を行うため講習会を開催する。また、牛群検定組合加入農家を対象に乳成分分析結果に対する指導を実施する。

#### ② 畜産環境対策事業

畜舎排水の分析調査を行い、畜産農家の水質汚濁防止に関する状況を報告する。

#### ③ 農産物安全確保調査分析事業

都内産農産物の残留農薬分析や放射性物質の測定を行い、安全性確保のためのデータを報告する。また、その他の有害物質の土壌・作物中の含有量を調査し、農産物の安全性確保に供する。

#### ④ 農薬適正指導強化事業

東京特産作物に対する農薬の効果・残留試験を実施し、登録拡大に向けた資料を作成する。

### (4) 研究施設の概要

立川庁舎、青梅庁舎、江戸川庁舎及び日の出庁舎林業試験林の各施設で試験研究を行う。

施設名	建物面積	土地面積
立川庁舎	11,409.49 m <sup>2</sup> (34 棟)	151,609.71 m <sup>2</sup>
青梅庁舎	2,895.64 m <sup>2</sup> (20 棟)	248,371.12 m <sup>2</sup>
江戸川庁舎	1,389.17 m <sup>2</sup> (7 棟)	19,772.75 m <sup>2</sup>
日の出庁舎林業試験林	100.58 m <sup>2</sup> (5 棟)	1,185,422.02 m <sup>2</sup>

## 2 農林水産資源拡大事業

種畜、種苗などの農林水産資源を生産・配付して、農林水産業振興に資するために以下の事業を実施する。

### (1) 栽培漁業センター事業

東京都から業務を受託し、島しょ地域の磯根資源の維持増大を図り、基幹産業の漁業を支援するため、アワビ、サザエ及びフクトコブシ種苗の生産・配付を行う。

#### ① 種苗生産

令和8年度 種苗生産・配付規模

アワビ	配付	種苗 5.7 万個の配付
	生産	配付用種苗の採卵・飼育

サザエ	配付	種苗 13.0 万個の配付
	生産	配付用種苗の採卵・飼育
フクトコブシ	配付	種苗 12.1 万個の配付
	生産	配付用種苗の採卵・飼育

② 施設管理

栽培漁業センターの施設の維持管理を行う。

③ 試験研究

藻類種苗生産試験（アントクメ・トサカノリ等）藻類種苗の安定的な生産に向けて、アントクメのフリー配偶体の生産・管理を試験として行う。

(2) 奥多摩さかな養殖センター事業

東京都から業務を受託して冷水性魚類（ニジマス、ヤマメ、奥多摩やまめ、イワナ）の種苗を生産し、河川漁協や養殖漁協等へ配付することにより内水面の水産資源を維持するとともに、内水面漁業者の経営の安定化及び地域産業の活性化に資する。

① 種苗生産

令和8年度 種苗生産・配付規模

魚種	配付数
ニジマス	稚魚 25 万尾、発眼卵 21 万粒
ヤマメ	稚魚 24 万 5 千尾、発眼卵 100 万粒
奥多摩やまめ	稚魚 2 万尾、発眼卵 9 万粒
イワナ	稚魚 1 万尾、発眼卵 10 万 1 千粒

② 施設管理

奥多摩さかな養殖センターの施設（入川飼育池、海沢飼育池の2箇所）の維持管理を行う。

③ 試験研究及び技術指導

生産種苗の質の維持向上及び魚病に関する研究や養殖に係る技術指導等を行う。

(3) 青梅畜産センター事業

東京都からの補助を受けて、安全で高品質な肉や卵を都民に供給するため、畜産農家に対して「トウキョウX」、「東京しゃも」、「東京うこっけい」等の種畜の生産・配付を行う。

これらの畜産物の生産拡大を図るための技術指導、飼育農家の開拓や各種イベントによる都民消費の拡大、家畜の理解を深めるための啓発活動も併せて実施する。特に、「トウキョウX」については、生産拡大を図るため、指導体制を強化し、新規農家の開拓を積極的に進める。また、生産組合が主体となって推進する流通改革に協力するとともに、トウキョウ X 生産農家の繁殖成績、肉質

分析等のデータの一層の活用を通じてブランド維持に向けた肉質の維持を図る。さらに、令和3年度から本格稼働している新豚舎において、維持豚の増頭を図っていく。

青梅庁舎全体の衛生管理については、農林総合研究センター畜産技術科と協力し、鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚熱（CSF）等の家畜伝染病の予防対策を実施する。特に、豚熱（CSF）や近年国内で多発している鳥インフルエンザの対策を念頭に置き、各エリア内外の衛生管理体制の強化を始め、青梅庁舎内の消毒場所等の見直しを不断に行う。

#### ① 種畜生産・配付

令和8年度 種畜生産・配付規模

種畜の種類		配付数
トウキョウX	種豚	雄40頭・雌140頭
東京しゃも		24,000羽
ロードアイランドレッド		1,000羽
東京うこっけい		14,000羽

上記に関わる飼育技術・衛生管理指導を行う。

#### ② 施設管理・再編整備

青梅畜産センターの施設の維持管理を行う。また令和8年度は、庁舎の再編整備として牛舎及び管理棟の改築を行うため、第2期工事を推進する。

### 3 環境保全型農業の推進

環境と調和した環境保全型農業を推進するため、優良堆肥の生産配付を通じ、堆肥づくりや堆肥の利用等について広報・普及を図る。

#### (1) 有機農業堆肥センター事業

東京都からの補助を受けて優良堆肥を生産し、堆肥を有効に活用する東京都エコ農産物認証生産者や有機農法の実践農家等へ有償配付する。有償配付にあたっては会員登録制とし、東京都エコ農産物認証生産者等の環境と調和した農業を実践する農業者を優先するとともに、公平性を維持しながら実施していく。

また、優良堆肥生産技術の普及に向けて、堆肥の生産、利用等の情報交換や講習会の実施、視察・研修の受入れなど積極的に施設・技術を公開し、循環型社会の仕組みづくりや環境と調和した農業の推進に役立てる。

なお、堆肥の安全性の確認と供給先農家に安心して使用してもらえるよう、生産した堆肥の放射性セシウムを定期的に測定する。

項目	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度実績
堆肥生産目標量	318 t	325 t	299 t
堆肥供給目標量	316 t	323 t	298 t

## 生産安定対策事業（その他の事業 1）

法律等に基づき、都民の消費生活を支えるとともに、野菜及び肉用牛農家に対する生産安定対策として、以下の事業を実施する。

### 1 野菜価格安定対策事業

天候などの影響により、対象野菜の市場価格が保証基準額を下回った場合に生産者に対して価格差の補填を行う。そのための資金を国、都、町村、生産者が、それぞれ負担割合に応じ造成する。

【根拠法令】野菜生産出荷安定法（昭和 41 年 7 月 1 日法律 103 号）

(1) 交付予約数量：1,746.5 トン（うちアシタバ 38.1 トンは都単独事業）

(2) 野菜価格差補給資金の造成及び管理

価格差補給交付金交付予約数量に基づき資金を造成し、補給交付金交付に伴う資金の管理運営を行う。

(3) 対象野菜

キャベツ、にんじん、アシタバ（アシタバは都単独事業）

(4) 造成予定額

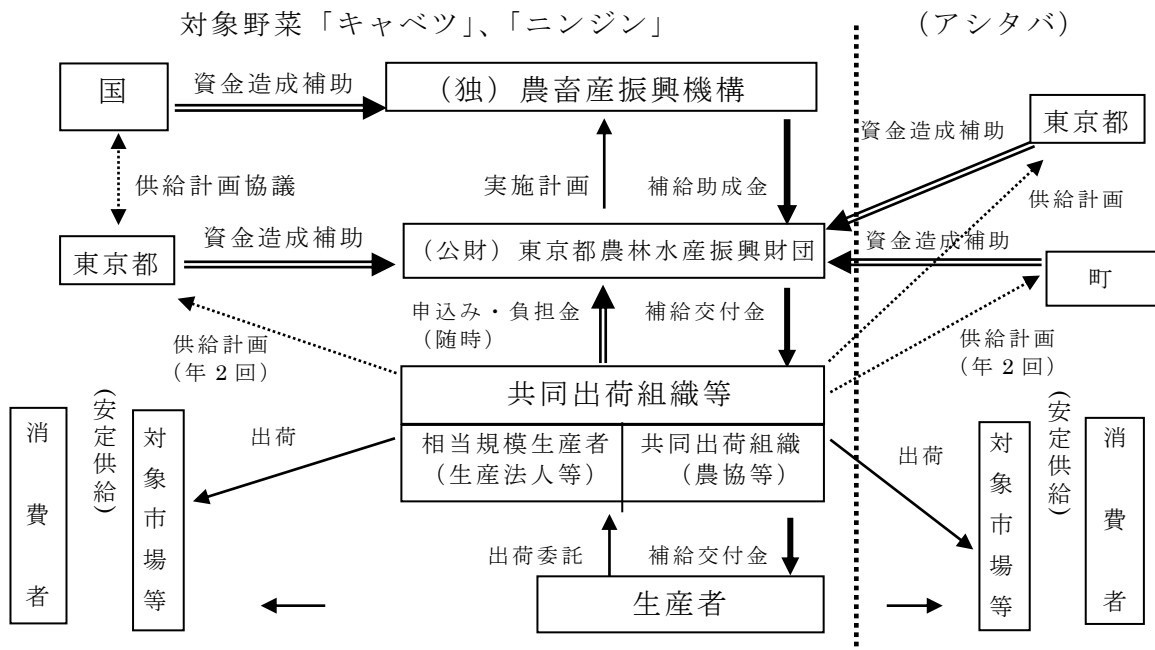
（単位：千円）

区 分	国庫事業		都単事業（アシタバ）	
国庫助成金（機構で造成）	(1/2)	18,382		0
東京都造成資金	(1/4)	9,191	(1/2)	2,920
町村造成資金		0	(1/4)	1,460
生産者造成資金	(1/4)	9,192	(1/4)	1,460
合 計		36,765		5,839

※千円未満四捨五入、カッコ内は造成割合

※端数処理の関係上、合計が合わない場合がある

### 【事業のしくみ】



## 2 畜産振興事業

### (1) 肉用子牛価格安定対策事業

肉用牛生産基盤の拡大や良質な牛肉の安定供給に資するため、肉用子牛の平均売買価格が、国が定めた保証基準価格を下回った場合に、生産者に対して生産者補給金を交付することにより、肉用子牛の生産の安定及び肉用牛経営の安定的発展を図る。

【根拠法令】肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年 12 月 22 日法律 98 号）  
生産者積立金の造成計画（農畜産業振興機構 1/2、都 1/4、生産者 1/4）  
(単位：頭、円)

区分	8年度 計画頭数	8年度 積立金額	7年度 計画頭数	7年度 積立金額	6年度 実績頭数	6年度 積立金額
黒毛和種	121	193,600	124	198,400	57	91,200
交雑種	16	38,400	16	38,400	2	6,400
乳用種	5	25,000	5	25,000	0	0
合計	142	257,000	145	261,800	59	97,600

※対象戸数 生産者補給金交付契約締結生産者 9戸

### (2) 肉用牛肥育経営安定交付金制度

販売した肥育牛1頭当たりの月毎の標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合にその差額の9割を上限として肥育農家に交付金を交付することにより、肉牛として出荷するまでに相当の期間と経費がかかる肥育経営の安定を図る。

【根拠法令】畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年 11 月 1 日法律第 183 号）

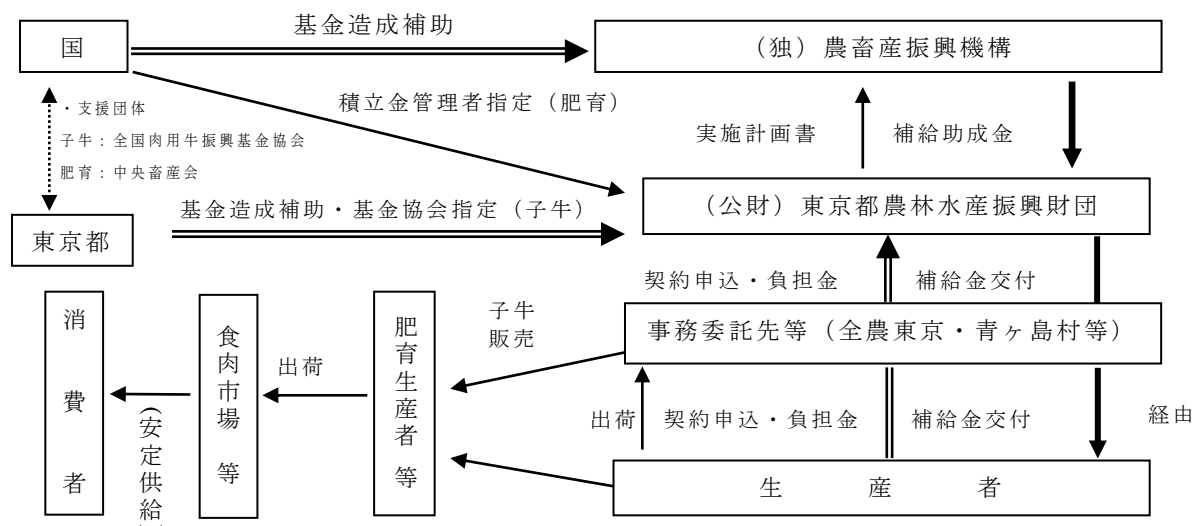
生産者積立金の造成計画（農畜産業振興機構 3/4、生産者 1/4）

(単位：頭、千円)

区分	8年度 計画頭数	8年度 積立金額	7年度 計画頭数	7年度 積立金額	6年度 実績頭数	6年度 積立金額*
肉専用種	220	3,300	220	3,300	160	3,354
交雑種	10	170	10	170	3	39
合計	230	3,470	230	3,470	163	3,393

※対象戸数 交付金対象肥育生産者 7戸  
※金額は生産者負担金分

### 【事業のしくみ】



(3) 優良和子牛生産推進緊急支援事業

肉用子牛の価格が大幅に下落し、生産者の経営環境が悪化しており、生産者の意欲低下により肉用牛生産基盤の弱体化が懸念されるので、飼養管理の向上に取り組む和子牛生産者を緊急的に支援するため、市場等で取引される和子牛のブロック別平均価格が発動基準を下回った場合に、飼養管理向上のための取組メニューを行う生産者が販売した和子牛に対して、奨励金を交付する。

【根拠法令】肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年12月22日法律98号）

発動基準 (税込)	黒毛和種	62万円	61万円	57万円
	その他の肉専用種	37万円	36万円	—
必要取組数		2つ	3つ	4つ
奨励金単価		1万円/頭	2万円/頭	3万円/頭

※対象戸数 生産者補給金交付契約締結生産者 9戸

(4) 和子牛産地基盤強化緊急特別対策

枝肉価格の低下や飼料価格の高止まり等により、子牛価格が低下し、繁殖農家の生産基盤が危機的な状況にあることから、和子牛産地の基盤強化につながる取組を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備する。

和子牛産地の基盤強化計画を作成した地域において、ブロック別平均売買価格(四半期ごとに算定)が発動基準を下回った場合、優良和子牛生産推進緊急支援事業に加えて、取組に応じて生産者に1万円/頭(離島等は5万円/頭)の奨励金を交付する。

【根拠法令】肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年12月22日法律98号）

品種区分※1	発動基準	発動額	
		離島等以外	離島等※2
黒毛和種	62万円	1万円	5万円
褐毛和種	57万円		
その他肉専	37万円		

※対象戸数 生産者補給金交付契約締結生産者 9戸

【取組メニュー】和子牛産地※で下の内容を含む基盤強化計画を作成。下の取組のいずれか1つを行う生産者に対し、奨励金を交付。

- ① 地域内自給飼料の生産・利用
- ② 早期出荷に向けた地域内一貫生産
- ③ 需給に応じた生産（子牛や枝肉の需給・価格状況、消費者ニーズに関する勉強会等の実施）

※1 自家保留牛も対象

※2 「離島等」は、離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、沖縄県、鹿児島県奄美市及び同県大島郡

## 3 法人管理

### 1 評議員・評議員会

- ・評議員 11 名以上 21 名以内
- ・評議員会の開催（定例 1 回：6 月下旬）

### 2 理事・理事会

- ・理事 7 名以上 9 名以内
- ・理事会の開催（定例 2 回：6 月上旬、3 月下旬）

### 3 監事

- ・監事 1 名以上 2 名以内
- ・監事監査の実施

### 4 内部管理の推進

#### （1）コンプライアンスの確保

- ・コンプライアンス委員会等の開催による汚職等事故防止対策の推進
- ・自己点検の実施による適正なサービス・経理事務処理の確保

#### （2）危機管理体制の確保

- ・BCP等に基づく訓練実施による脆弱性の把握と改善
- ・豚熱（CSF）等の家畜伝染病等防疫対策の実施
- ・鳥インフルエンザ対策訓練の継続実施

#### （3）職員の育成

- ・中核的人材への育成に向けた研修の充実、適切な人事ローテーションの実施

#### （4）労働安全衛生対策

- ・安全衛生年間計画の着実な実施による労働災害の防止及び職員の健康管理

#### （5）戦略的な広報展開及び経営企画機能の発揮

- ・広報戦略に基づいた効果的な情報発信
- ・東京農林水産ファンクラブ<sup>1</sup>の運営及び同クラブを通じた魅力発信
- ・「稼ぐ農林水産」の実現に向けたマーケティング調査の実施
- ・社会情勢や事業環境の変化に対応し、現場の視点を生かした東京都への政策提案

---

<sup>1</sup>東京の農林水産業へ興味・関心を持つ方に、その魅力や価値を共有し、応援していただくためのコミュニティ。

## 4 参考資料

### 1 組織の概要

#### (1) 機構

財団の機構は、3つの法定機関で構成され、その組織及び任務は次のとおりである。また、東京都知事等からの指定を受け、5つの指定法人として事業を実施している。

##### <法定機関>

#### ① 評議員会

すべての評議員をもって構成し、理事及び監事の選・解任、常勤理事の報酬の総額、貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認の他、法令や定款で定められた事項を決議する。

#### ② 理事会

すべての理事をもって構成し、業務執行の決定、理事の職務の監督、代表理事・業務執行理事の選定・解職、事業計画書及び収支予算の承認の他、法令や定款で定められた職務を行う。

- 理事長・・・財団を代表し、その業務を遂行する。
- 業務執行理事・・・理事長を補佐する。
- 理事・・・理事会を構成し、職務を遂行する。

#### ③ 監事

財団の業務及び財団の状況、並びに理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成する。

必要がある場合は、評議員会・理事会で報告する。

##### <法令による指定法人>

#### ① 東京都林業労働力確保支援センター

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、林業への就業の円滑化、認定事業主による雇用管理の改善及び事業の合理化を推進するため、研修や求人の委託募集、林業就業資金や高性能林業機械の貸し付け及び就労希望者に対する相談・指導などの支援を行う法人。

当財団は、事業を実施する都内唯一の機関として東京都知事からの指定を受けている（平成10年4月）。

#### ② 東京都野菜価格安定法人

「野菜生産出荷安定法」に基づき、指定野菜価格安定対策事業等の適正な実施を図るため、野菜価格の安定を目的として都道府県の区域を単位として設立された法人。

当財団は、事業を実施する都内唯一の機関として東京都知事からの指定を受けている（平成3年3月）。

③ 東京都肉用子牛価格安定基金協会

「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づき、肉用子牛生産者補給金制度の運営を確実かつ円滑に実行し、肉用子牛生産農家が生産者補給金交付契約を締結する法人を明確化するため、都道府県の区域を単位として設立された法人。

当財団は、事業を実施する都内唯一の機関として東京都知事からの指定を受けている（平成 15 年 4 月）。

④ 肉用牛にかかる積立金管理者

「畜産経営の安定に関する法律」に基づき、肉用牛肥育経営安定制度の実施にあたり、肉用牛生産者からの積立金を適切に管理することができると認められた法人。

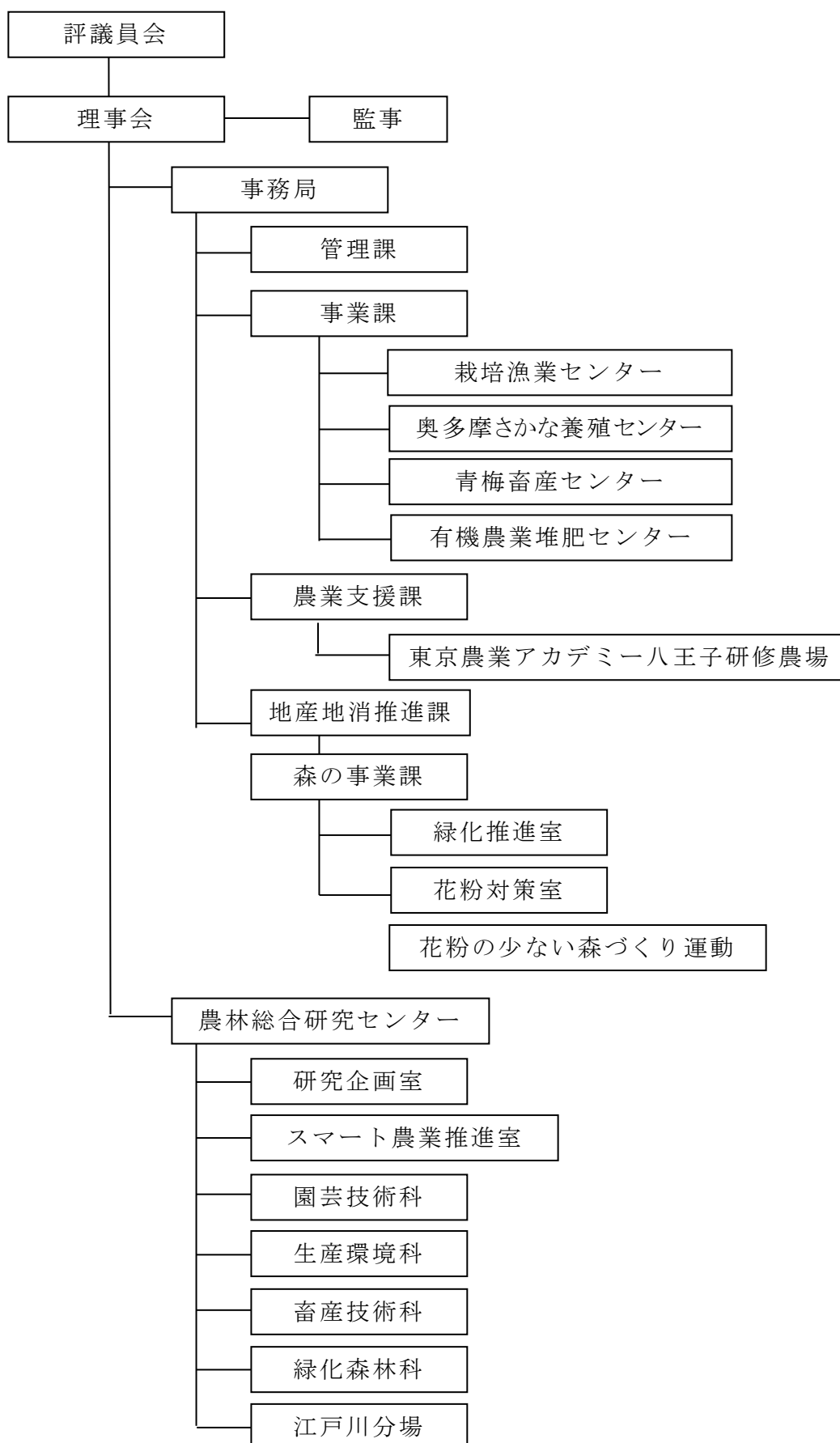
当財団は、積立金管理を実施する都内唯一の機関として農林水産大臣から指定を受けている（平成 30 年 11 月）。

⑤ 東京緑化推進委員会

「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、緑の募金の健全な発展と併せて緑化運動を推進するため、都道府県の区域を単位として設立された法人。

当財団は、事業を実施する都内唯一の機関として東京都知事からの指定を受けている（平成 10 年 4 月）。

## (2) 組織



### (3) 職員数

(単位：人)

所属		管理課	事業課	農業支援課	地産地消推進課	森の事業課	農総研	合計
財団固有等	職員	17	15	10	6	9	20	77
	任期付契約職員 (嘱託員)	8	5	4	5	20	21	63
	計	25	20	14	11	29	41	140
都派遣職員		7	16	10	5	23	58	119
合計		32	36	24	16	52	99	259

理事（理事長、所長）を除く

(令和8年4月1日付配置数)

## 2 事業計画総括表

		(単位：千円)
事業区分	事業明細	事業規模
		令和8年度予算
公益目的 事業	公1 農林業の担い手の確保育成、経営基盤の強化、並びに農地や森林の保全・整備など農林水産業の振興に関する事業	7,351,882
	I 農業の担い手の確保育成と経営基盤の強化	1,782,483
	(1) 新規就業者支援事業	32,479
	(2) 東京農業アカデミー事業	157,665
	(3) 就農準備支援事業	58,686
	(4) 担い手育成・活動支援事業	13,817
	(5) 援農ボランティアの養成	30,851
	(6) チャレンジ農業支援事業	159,886
	(7) 東京都GAP認証	67,764
	(8) 生産緑地買取・活用支援事業	1,010,602
	(9) 苗木生産供給事業	250,733
	II 林業労働力確保、森林保全・整備及び森林循環の促進	5,368,932
	(1) 林業労働力確保支援センター事業	414,010
	(2) 分収林事業	78,772
	(3) 都民との協働による森林づくり事業	125,193
	(4) 都行造林事業	37,465
	(5) 森林循環促進に資する花粉発生源対策 ・ (6) 花粉の少ない森づくり運動	2,702,837
	(7) 多摩産材利用拡大事業	1,951,411
	(8) 緑の募金・緑化推進事業	59,244
	III 都民等への情報発信、普及啓発	200,467
	(1) 東京の農林水産プロモーション事業	96,730
	(2) 食育の推進	61,870
	(3) 都民交流事業	5,000
	(4) 東京産ブランド農産物育成ステップアップ支援事業	36,867
	公2 試験研究・成果還元事業	1,788,999
	(1) 農林総合研究センター事業	1,154,645
	(2) 農林水産資源拡大事業	575,370
(3) 環境保全型農業の推進	58,984	
合計	9,140,881	
その他 事業	他1 生産安定対策事業	37,178
	(1) 野菜価格安定対策事業	13,273
	(2) 畜産振興事業	23,905
	合計	37,178
総 計		9,178,059
※ 事業規模は事業費を記載		

### 3 収支の概要

(令和8年度)

(単位：千円)

区分	収益／費用	内 訳	金 額
公益目的 事業会計	収 益	基本財産運用益	2,485
		特定資産運用益	4,814
		事業収益	245,181
		受取補助金等	3,462,432
		その他収益等	5,411,754
		計	9,126,666
	費 用	事業費	9,140,881
	当期経常増減額		△ 14,215
収益事業等 会計	収 益	基本財産運用益	1
		受取補助金等	31,042
		その他収益等	6,135
		計	37,178
		費 用	事業費
法人会計	収 益	基本財産運用益	5,279
		特定資産運用益	59
		受取補助金等	507,850
		その他収益等	100
		計	513,288
	費 用	管理費	512,247
	当期経常増減額		1,041
合 計	収 益		9,677,132
	費 用		9,690,306
	当期経常増減額		△ 13,174
	一般正味財産期末残高		197,938
	指定正味財産期末残高		9,543,958
	正味財産期末残高		9,741,896